

地 方 自 治 法（抜粋）

昭和22年 4月17日法律第67号

改正 平成12年 5月31日法律第89号

改正 平成14年 3月30日法律第 4号

改正 平成20年 6月18日法律第69号

改正 平成24年 9月 5日法律第72号

（調査権・刊行物の送付・図書室の設置等）

第100条

第14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

第15項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

第16項 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。